

# 市役所からの お知らせ

## 国民年金

### 国民年金基金をご存知ですか

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できる方は、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料を納めている方および、60歳以上65歳未満の方や海外に居住されて国民年金に任意加入されている方も加入できます。掛金は、希望

される年金の型と口数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額もわかるため、老後の生活設計に役立ちます。

掛金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金にも公的年金等控除の対象となるので、2つの税法上のメリットがあります。

**問合先** 府国民年金基金 ☎フリーダイヤル0120(65)4192

## 後期高齢者医療

### 後期高齢者医療制度の 簡易申告制度

後期高齢者医療制度の保険料賦課決定や高額療養費の自己負担限度額判定のために府後期高齢者医療広域連合に所得額（所得額が「0円」の場合も含む）の申告が必要な場合があります。申告をされていない方は健康づくり課 ☎(275)6392へお問い合わせください。

## 国民年金

納付が困難な場合は、ご利用ください

## 保険料の免除・納付猶予制度

平成30年度(平成30年7月～31年6月)の免除・納付猶予を希望される方は、市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。日本年金機構において前年の所得などを審査した後、結果を通知します。

前年の所得を申告されていない場合は、審査不能で却下になることがあります。なお、すでに納付された期間は、免除の対象とはなりません。

**問合先** 市民課 ☎(275)6241

### ■手続きに必要なもの

①年金手帳 ②印鑑 ③平成29年1月1日以降に失業した方は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証・離職者支援資金の貸付決定通知書、上記書類に準ずる公的機関の証明のうちいずれか1つ

※平成30年1月2日以降に転入された方(本人・配偶者・世帯主)は、1月1日現在の居住地市町村の所得証明書または非課税証明書が必要です。

	全額免除	納付猶予 (50歳未満)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料	全額を免除	納付を猶予	保険料の4分の3の金額を免除	保険料の半額を免除	保険料の4分の1の金額を免除
対象者	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者及び配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方
年金受給額	全額の保険料を納めた場合と比べて2分の1の金額	年金額には反映しません	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の5の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の6の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の7の金額
対象期間	平成30年7月分～平成31年6月分の保険料				
受給資格	年金を受けるための受給資格期間に算入されます				

※4分の3・半額・4分の1免除は、それぞれ免除された保険料の残額を納めなければ免除期間とはなりません。

## 被保険者証が変わります

8月から後期高齢者医療被保険者証が水色に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は平成31年7月31日までの1年間となっております。また、現在お持ちの被保険者証（桃色）の有効期限は、7月末日です。それ以後は使用できないのでご注意ください。なお、新しい被保険者証（水色）は、お手元に届いたときから使用できません。※有効期限の過ぎた被保険者証は、破棄していただくか、担当窓口へ返却してください。

**問合せ** 健幸づくり課

☎ (275) 6392

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属

する被保険者が対象となります。

現在、交付されている認定証の有効期間は7月末日までです。引き続き8月1日から有効となる減額認定証は、7月中旬から下旬に健幸づくり健康保険係から発送します。

また、8月から負担割合が3割の方に限度額認定証が交付されます。これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望する場合は、窓口で申請してください。

**問合せ** 健幸づくり課

☎ (275) 6392

## 保険料の決定（本算定）

平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書（一体型）を7月中旬に送付しますので、ご確認ください。保険料の納入方法は、「年金からの天引き（特別徴収）」と、納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中に被保険者となった方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

## 特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であつても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

※特別徴収は口座振替に変更することができません。希望する方は通帳・届出印・被保険者証を持参のうえ、健幸づくり課までお越しください。

## 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割りでお納めいただきます。

**問合せ** 健幸づくり課

☎ (275) 6392

## 国民健康保険

### 70歳以上の国保加入者の方へ

■8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入する70歳～74歳の方に、新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。現在お持ちの高齢受給者証は7月末日までとなっておりますので、8月以降は新しい高齢受給者証をご利用ください。

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準に、70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方について、同一世帯の住民税課税所得に応じて、負担割合を2割または3割と判定し、有効期限を更新しています。医療機関では保険証と高齢受給者証の両方を提示してください。

なお、昭和19年4月1日以前生まれの方については、国の特例措置の対象となるため負担割合が1割となる場合があります。

### ▼新たに70歳になる方へ

新たに70歳になる方は、誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から高齢受給者証の適用対象となりますので、高齢受給者証を誕生月下旬（1日生まれの方は誕生月前月下旬）にお送りします。

### ■高額療養費の上限が変わります

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払われた分

を払い戻す高額療養費制度について、平成30年8月から70歳以上の方の上  
限額が変更となります。

所得区分	世帯ごとの外来+入院	
	個人ごとの外来	
現役並み 課税所得：690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (4回目以降 140,100円)	
	課税所得：380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (4回目以降 93,000円)
	課税所得：145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降 44,400円)
一般 課税所得：145万円未満	18,000円 年間上限 144,000	57,600円 (4回目以降 44,400円)

※「住民税非課税世帯」の所得区分と上限額には変更ありません。

※過去12か月以内で3回以上上限に達した場合は、4回目から( )内の上限額となります。

## 介護保険

介護保険料納入通知書(本算定)を送付します

介護保険料は、平成30年4月1日現在の世帯構成と平成29年中の所得金額に応じて算定しています。保険料と支払い方法は次のとおりです。

### 特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金(老齢福祉年金は除く)を月額1万5千円以上受給している65歳以上の方は、保険料が年金から天引きされます。

7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間(4・6・8月)の保険料を差し引いた額が10月以降の保険料となります。

### 普通徴収

特別徴収以外の方は納付書や口座振替等で納めていただきます。

7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間(4・5・6月)の保険料を差し引いた額を本徴収期間(7月～翌年3月)で徴収します。

問合せ 健康づくり課

(275) 6329

介護保険サービスの利用者負担額が見直しされます

8月のサービス利用分からの負担割合の基準は次のとおりです。

基準	負担割合	
本人の合計所得金額 220万円以上	同一世帯の65歳以上の方の年金収入 + その他の合計所得金額 単身世帯：340万円以上、2人以上世帯：463万円以上	3割
	単身世帯：280万円以上 340万円未満 2人以上世帯：346万円以上 463万円未満	2割
	単身世帯：280万円未満、2人以上世帯：346万円未満	1割
※ 220万円未満 160万円以上 160万円未満・第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)・市民税非課税の方・生活保護受給者		

※3割負担の対象外

## 各種

高石霊園墓地の  
区画調査等を行います

高石霊園内の墓地の適切な維持管理・運営のため、墓地区画や使用者等の調査・確認を行い、墓地台帳を整備します。

調査は、調査員による調査票の配布を予定しています。

また、調査に際して墓地区画の巻石等に番号札の設置などを行うことがありますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

問合せ 高石市泉大津市墓地組合

(275) 6473

有料普通ごみ処理券・粗大ごみ処理券取扱所の指定解除

次の事業所についてごみ処理券取扱所の指定を解除しました。

■リカーショップワダ「羽衣1・21・14」

問合せ 生活環境課

(275) 6266

お知らせ  
健康づくり課  
(275) 6374

子育てナビ  
相談窓口  
(275) 6329

募集と案内  
アフターホール  
(275) 6329

図書館  
フォトニュース

## 「打ち水大作戦」参加者募集！ 打ち水で暑い夏を涼みませんか

打ち水は地面にまいた水が蒸発することで、地表面の熱を奪い周囲の気温を下げる効果があり、地球温暖化対策にもつながります。お風呂の残り湯や雨水などを利用して打ち水を行うことで涼んでみませんか？

「打ち水大作戦」に取り組んでいただける方や団体を募集します。

**期間** 7月23日～8月23日

**対象** 市内在住・在勤・在学の方及び市内団体

**申込・問合せ先** 7月21日までに生活環境課に設置している申込票（ホームページからダウンロード可）を持参または郵送・FAX・Eメールで生活環境課へ【☎(275)6266、FAX:(267)6078、Eメール:seikan@city.takaishi.jp】

## カラスによるごみの被害を防ぐために

カラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。こうしたごみの被害を防ぐために次の対策を心

がけましょう。

**対策** 生ごみを減らす・生ごみが外から見えないようにする・防鳥ネットやごみ箱を使う

**問合せ先** 生活環境課

☎(275)6266

## 光化学スモッグの予報・注意報が発令されたら…

屋外での激しい運動や水泳などは避け、屋内へ入ってください。また、目がチカチカしたりのが痛くなったりした時には、水道水で目を洗ったりうがいをしたりして、しばらく安静にしましょう。被害に遭われた場合には、最寄りの保健所または市役所などへ連絡をお願いします。

また、大阪府では光化学スモッグの発令情報に関するメール配信サービスやインターネットでの詳細な情報発信を行っています。

[P: <http://taikikankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>]

## ■光化学スモッグとは…

自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線に反応して生成されます。人体への影響としては、目やのど

## 平成30年度の

# 地区自治会長が 決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理、レクリエーション事業、広報紙などの配付、回覧や会報などによる情報提供等、様々な活動を行っています。

**問合せ 秘書課**  
☎(275)6082

### 高陽 校区

第一区 阪口千代治  
二区 北田長義  
高石綾園住宅 江口弘伸  
高南 藤本睦朗  
綾園7丁目 明石 進  
高石サンタウン 村中亮介

### 高石 校区

第三区 永山健二  
第四区 川崎紀夫  
第五区 船留真一  
第六区 森 博英  
第七区 関 正男  
八区 初田周治

### 加茂 校区

綾井住宅 村上颯月  
三井化学 桑村浩樹  
綾井南海住宅 岩橋哲也  
西取石3丁目 山野一夫  
自由ヶ丘 柴田正明  
伽羅橋荘苑 澤田 滋  
高石D地区 仁科隆行

### 東羽衣 校区

旭ヶ丘 竹内慎一  
第九区 西中 隆  
第十区 原野昭夫  
第13区東羽衣 鈴木 保  
羽衣荘園地区 石田一成  
東羽衣荘苑 植松 隆

### 羽衣 校区

第11区 西川健治  
第12区 吉田和光  
第13区 出口凱嗣

### 清高 校区

綾井 上田一雄  
大園 東野隆史  
平坂荘園 山路駒子  
朝日荘園 水本文宏  
大 一 漆本寿子  
昭和園 二宮年春  
高石スカイハイツ 佐治哲夫  
西取石7丁目 藤田政明  
コーポレーション 北口 誠

### 取石 校区

土 生 嶋田憲一  
新家 北川年郎  
富木 寺島 誠  
富木府住 譜久山誠  
富之里 小谷哲夫  
富木南住宅 鈴木喜芳  
新家住宅 中村洋一  
取石住宅 東向郁子  
取石中央 金崎誠寛  
取石第一住宅 黒木重利  
取石3区 曾根佐世子  
南取石 上月春三  
JR富木社宅 阪口敬洋  
大 歳 秋吉 豊

## 《連合自治会の役職》

会 長 藤田政明	会 計 明石 進	理 事 藤本睦朗	理 事 東野隆史
副会長 森 博英	会 計 鈴木 保	理 事 関 正男	理 事 村上颯月
副会長 西中 隆	会計監査 柴田正明	理 事 初田周治	理 事 嶋田憲一
副会長 小谷哲夫	会計監査 譜久山誠	理 事 吉田和光	(敬称略・順不同)

への刺激を中心とする被害が報告されて  
れています。

**問合せ** 生活環境課

☎ (275) 6254

### 水道水の水質検査結果

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.69mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未滿
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未滿
塩化物イオン	200mg/l以下	16.7mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	0.8mg/l
pH値	5.8~8.6	7.55
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.4mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未滿
濁度	2度以下	0.1度未滿

※平成30年5月採水分

※表の値は、本市の代表的な水質値

※基準値は、水道法に定める値

※pH／しとは、水道水1ℓ中に溶けている物質の重さ

なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー及び上下水道課の窓口で閲覧できます。

**問合せ** 上下水道課

☎ (275) 6426

### 住宅・土地統計調査 調査員を募集

5年に1度、全国一斉に住宅・土地統計調査が実施されます。住宅・土地統計調査は、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査です。この住宅・土地統計調査活動に従事できる調査員を募集します。

**期間** 8月末～10月末

**対象** 市内または近隣市に居住し、20歳以上で責任をもって調査活動ができる健康な方

**募集** 30人程度

**報酬** 国の調査員報酬基準を適用  
(例…2調査単位区担当で約4万5000円 ほか)

**申込・問合せ** 7月18日までに総務課 ☎ (275) 6196へ (電話申込可)



友好都市「和歌山県有田川町」にある“高石市ふるさと村”は、平成6年に開村し、以来25年の長きにわたり多くの方にご利用いただきましたが、惜しまれながらも今年9月をもちまして閉村となります。

残り少ない期間となりましたが、皆様のお越しをお待ちしています。夏の思い出作りに、ふるさと村をぜひご利用ください。

開村期間について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

なお、閉村後も「有田川町」とは、引き続き友好関係のもとさまざまな場面において連携・協力をを行います。

**問合せ** 社会教育課 ☎ (275) 6437

市ホームページ「ふるさと村」はこちらから

[http://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/kyouiku/syakaikyouiku\\_ka/lifelongstudy/yagai/1467112942094.html](http://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/kyouiku/syakaikyouiku_ka/lifelongstudy/yagai/1467112942094.html)



ふるさと村、閉村します。  
残り少ない期間となりましたが、  
皆さんのお越しをお待ちしています。



**生産性を高める中小企業の設備投資を応援しています**

本市では、生産性向上特別措置法に基づき、「先端設備等導入促進基本計画」を策定しました。これにより中小企業等は設備投資等に対して、本市の認定を受け、さまざまな支援制度の活用につなげられるようになります。詳しくは、経済課 ☎(275) 6149へお問い合わせください。

※認定は、市の「高石市先端設備等導入促進基本計画」に中小企業等が策定する「労働生産性を一定程度向上させるために先端設備等を導入する計画」が合致する場合があります。

**身近なみどりを育てましょう**

各地域や職場の皆さんが協同で緑化する際に、樹木の無料配付を行っています。

**樹種** キンモクセイ、サザンカ、セイヨウカナメ ほか

※1か所あたり10本以上の申請が必要

※数に限りがあるため、「ご希望に添えない場合があります。」

**申込・問合せ** 8月31日までに土木公園課 ☎(275) 6417

**資格取得で講座受講料や受験料の補助が受けられます**

就職に役立つ資格を取得された方に対して、受けた講座や試験の費用の一部を補助しています。

※補助を受けるには条件があります。講座受講・資格取得の前に事前相談が必要です。

**対象** 市内在住の未就労または非正規雇用で他の補助金等の交付を受けていない方

**補助額** 最大5万円

**申請・問合せ** 経済課

☎(275) 6149

**今月が納期限の税金**

〈固定資産税〉  
〈都市計画税〉  
第2期分

7月31日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

**高石市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業**

夢にチャレンジ!  
**創業セミナー**



**7月18日・27日**

**日時** いずれも午後6時～8時30分  
**場所** 高石商工会議所(3階) **募集** 15人(先着順)  
**講師** 永井俊二さん(中小企業診断士、1級販売士)  
**内容** 18日:大阪府の施策紹介、高石商工会議所等創業支援紹介、jSTATMAP(統計)を活用した商圈調査 ほか  
27日:資金調達・キャッシュフロー、創業計画書の作成手法、成功事例紹介  
**申込・問合せ** 7月10日までに申込書に必要事項を記入し経済課 ☎(275)6164または高石商工会議所 ☎(264)1888へ

**同時発売! サマージャンボミニ7000万円**

**サマージャンボ宝くじ**

発売期間 **7月9日～8月3日** | 抽選日 **8月14日**  
**7億1等・前後賞合わせて**



**問合せ** (公財)大阪府市町村振興協会 ☎06(6941)7441

宝くじの収益金は、市町村の住みよいまちづくりに使われます。



平成 28 年、本市では宝くじの収益金を活用し、鴨広場に新たに3つの遊具と6つのベンチを設置し、子どもたちの笑顔あふれる空間へと装いを新たにしました。

# まっぼっくり

## 平和の尊さを語り継ぐ

次世代に戦争の記憶と平和の大切さを伝えることを目的に、「高石市戦争の語り部事業」として、語り部による講話会を市内の各小中学校の児童・生徒を対象に実施しています。今月号では、昨年度から新たに語り部として講話会に参加していた堀内勝美さんのお話を紹介します。戦争の悲惨さと平和の尊さに思いを寄せていただければと思います。

▼警戒警報時の対応と空襲体験  
戦争は兵隊さんだけでなく、一般の人々や小さな子どもにも大変な悲しみや苦しみ、時には死をもたらします。

私は昭和13年11月生まれで、当時は堺市役所のすぐ西側に住んでおり、昭和20年の終戦時は、国民学校（現在の小学校）1年生でした。昭和20年前半ころには、何度となく堺市役所屋上から、敵機が向かって来ているという警戒警報発令のサイレンが鳴り、これを聞けば、安全と思われる場所へ逃げる準備とその行動に移りました。ゲートルを巻き、防空頭巾をかぶる。乾パン、砂糖などを入れた肩掛け式

の袋を肩にし、私ら家族の逃げる先は当時人家が殆どなかった仁徳天皇陵の周辺です。

7月8日の深夜、親に起こされ服だけを着て外へ飛び出すと周りは火の海でした。本能的にいつもの警報時に通った疎開道路へ向かうと、大勢の人の波が仁徳天皇陵の方へ小走りに進んでいました。私は不安になり何人かに「おじさん、連れてって」と声をかけましたが、皆自分が逃げるのに必死で私の声の間こえないみたいでした。燃えている家の柱が、道路の方へも崩れてくる中、とにかく助けを求めながら人の流れについていくと、何人目かのおじさんが、「よし、ぼく一緒に行く」と手をつかみ一緒に走ってくれました。夜明けになり焼け野原になっていくのに家のあった所まで連れて行ってくれ、その後「おにぎりをくれるところへ行く」ともとの道に戻りました。

長い行列で、おにぎりの配給を待っていると、おじさんが母を連れてきてくれました。深夜に一人飛び出し両親と生後5日目の妹と別れ別れになっていったのが再会でき、母が泣きながら私

に抱きついたのを覚えています。

そして、その場で同級生や年上の遊び仲間など何人かが死んだと聞かされました。元気に眠があれば兵隊ごっこをした友達だったのに、あつけない悲しい別れが起こったのは、戦争があったからだと思いました。

また、8月ごろ焼け野原を母と一緒に歩いていたら、近くで飛行機の音がし、その方を見ると、グラマンという飛行機が低空飛行で近づき私らを目掛けて撃ってきました（機銃掃射）。母と私が道路沿いに残っていた石堀にベタツと張り付いた直後、すぐそばの道路上で弾が路面に当たり土煙のようなものが帯状にでき、グラマンは飛び去って行きました。

「平和」の反対である「戦争」は人類最大の悲惨な行動です。今日の日本の平和が当たり前と思わず、これからも一人ひとりが常に平和を維持するにはどうあるべきかの思いをグローバルな感覚で追及していくべきだと思います。

人権推進課  
☎(275) 6279

### 地元での人材確保に！自社魅力発信に！

#### 泉北就職情報フェア“合同就職面接会”

地元で仕事を探している方を対象に合同就職面接会を開催します。求人を検討されている事業所の参加をお待ちしています。

日時 10月24日(水) 13:00~16:30

場所 テクスピア大阪 (大ホール)

募集 20社 参加料 無料

申込・問合せ先 8月10日までに経済課 ☎(275)6149へ

### 自転車安全運転講習会

日程	時間	場所
7月21日(土)	午後1時30分~2時30分	カモンたかいし
7月23日(月)	午後1時30分~2時30分	

対象 市内在住の小学生と保護者と65歳以上の方

募集 各50人(先着順) 参加費 無料

申込 7月18日までに土木公園課へ電話申込

問合せ先 土木公園課 ☎(275)6478

※講習会受講後に自転車用ヘルメットを購入されると購入費用の半額(上限2000円)を補助します。申請書は講習会で配付します。